

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」において、具体的にどのような費用が補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外です。

- 例えば、清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具のリース、CTのリース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等に要する経費など、医療機関の運営にかかる費用が幅広く対象になります。

(参考：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱)

対象経費：「新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）」

上記事業の補助対象となる期間は、いつからいつの期間でしょうか。

(答)

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。

申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能です。